

太田市ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料助成事業に関し、ひとり親家庭等生活向上事業の実施について（平成28年4月1日雇児発第0401第31号）に基づき、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対し、大学等受験料の助成を行うことで、こどもの進学に向けた意欲向上を図るとともに、進学段階での貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 大学等受験料助成の対象となる高校3年生をいう。
- (2) 高校3年生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の最終学年に在籍する者をいう。
- (3) 大学等 高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第3項の規定により文部科学大臣等が公表するリストをいう。）に掲載されている大学、短期大学、専修学校の専門課程及び高等専門学校等の4年生をいう。

(対象者)

第3条 本要綱における助成金の支給対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市が実施する生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「太田市学習支援事業」に登録等しているこどもを現に扶養している者
- (2) 受験料の支払い時点において、次のア又はイに該当すること。
 - ア 大学等を受験したこどもを対象児童として、児童扶養手当を受給している者（一部支給停止を含む。）
 - イ アに規定している者以外の者であって、大学等を受験したこどもを対象児童として児童手当を受給しており、かつ、受給者本人及びその配偶者のいずれもが、申請する月の属する年度（4月から5月までに申請をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税（同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない者（太田市の条例で定めるところにより市民税を免除された者を含むものとし、当該市民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）
- (3) 受験料の支払時及び本助成金の申請時において、本市に住所を有している者
- (4) 同一のこどもにかかる同一の受験料について、他自治体により、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱（平成28年4月1日雇児発0401第31号）で実施する本要綱と同等の内容の補助金等を交付されていない者、又は交付される予定のない者

(対象経費及び助成額)

第4条 本要綱における対象経費は、大学等を受験する際に受験料として、当該年度の4月1日から3月15日までに支払った経費とする。ただし、模試代、入学金、交通費、振込手数料等は対象外とする。

2 助成金の額は、前項に定める経費のうち、助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担した金額とし、こども1人当たり53,000円を上限とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の支給申請は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 申請者は、太田市ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料助成事業支給申請書（様式第1号）（以下「支給申請書」という。）に添付資料を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。
- (2) 前項の規定による申請はこども一人当たり1回を限度とし、追加申請はできないものとする。

（助成金の支給決定）

第6条 助成金の支給決定は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 市長は、前条第1号に定める支給申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、助成金支給の可否を決定の上、当該助成金を支給することを決定したときは、太田市ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料助成事業支給決定通知書（様式第2号）により、当該助成金を支給しないことを決定したときは、太田市ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する大学等受験料助成事業不支給決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、助成金の支給を決定した場合、速やかに助成金を支給決定者に支払うものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、助成金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により助成金の支給決定を受けたとき。

（暴力団排除に関する取扱い）

第8条 こどもの属する世帯の世帯員のいずれかが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与している場合は、本要綱に基づく助成金は交付しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。